

# 国保だより

## 建設職能組合 第64回臨時組合会開催

令和5年7月24日(月)午後2時から、ホテルグランドヒル市ヶ谷(新宿区市谷本村町)にて第64回臨時組合会を開催した。組合会議員20名(内、リモート出席3名)、理事・監事が出席し、第1号議案「令和4年度事業報告について」、第2号議案「令和4年度歳入歳出決算について」、第3号議案「令和4年度決算剰余金の処分について」を審議し、原案どおり可決承認された。

令和4年度末の被保険者数は、4,475人となり、前年度比で269人減少となったが、保険給付費においては前年度より45,870千円増加しており、高額の療養費については前年度より15,090千円も増加している。また一人当たりの平均負担額も令和2年以降から増加傾向にある。このような現状を鑑み、令和5年度においては保険料の改定を実施することになった。



当日の会場の様子  
(ホテルグランドヒル市ヶ谷)

令和4年度決算剰余金については、前年度同様、全額令和5年度への繰越金とした。

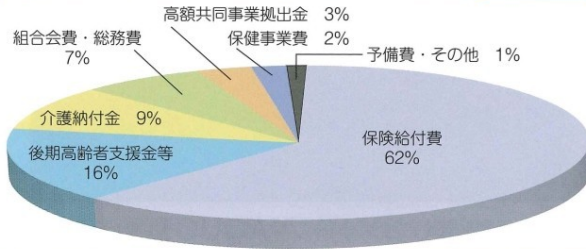
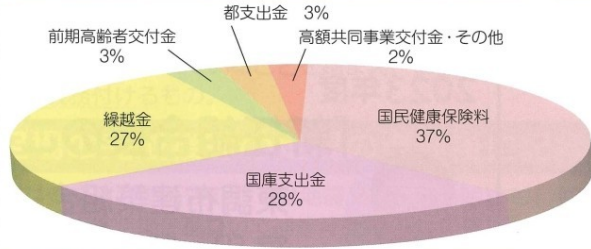
新たな施策として、令和3年度にコロナ禍で中止となった健康セミナーを開催し、また集団健診も初めて実施した結果、特定健診の受診率は38.4%と前年度比より5.6%増加した。しかし、国が定める受診率の目標値70%にはまだまだ遠く、被保険者の疾病予防、早期発見、早期治療に繋げるためにも、今後も受診勧奨に努めていく。

## 令和4年度 歳入歳出決算

歳入歳出差引残高 589,073千円

歳入		(単位:千円)
国民健康保険料	842,482	
国庫支出金	647,466	
繰越金	625,960	
前期高齢者交付金	74,408	
都支出金	67,342	
高額共同事業交付金・その他	55,733	
合計	2,313,391	

歳出		(単位:千円)
保険給付費	1,068,500	
後期高齢者支援金等	280,290	
介護納付金	147,888	
組合会費・総務費	129,392	
高額共同事業拠出金	49,742	
保健事業費	30,422	
予備費・その他	18,084	
合計	1,724,318	



国保組合事務局  
TEL 03-3260-6441  
FAX 03-3260-7534

建設職能国保

### 《加入者数》

組合員	2,112人
家族	2,210人
後期高齢者組合員	138人
計	4,460人

(2023年6月末現在)

## 令和4年度 事業報告概要

### 被保険者数

(年度末時点)

組合員 2,176人  
家族 2,299人  
前年比較で269人減少

### 補助金の状況

療養の給付、後期高齢者支援金などの補助対象事業費に対し、国庫・都費補助金は約7億1千万円の収入となり、前年度より約1千百万円の増額となりました。

### 保健事業

- ・特定健診受診者 1,074人
- ・特定保健指導 16人
- ・郵送がん健診(大腸がん検査・子宮頸がん) 224人
- ・人間ドック受診者 299人
- ・インフルエンザ予防接種 403人
- ・健康家庭表彰 140世帯  
(1年間無受診世帯にギフト券を贈呈)
- ・出産した22世帯へ月刊誌を贈呈
- ・救急絆創膏を全世帯へ配布
- ・医療費のお知らせを1月に送付
- ・ジェネリック医薬品差額通知を年3回実施

### 国民健康保険料

支部と組合員の皆様のご協力で100%収納しました。

### 保険給付の状況

収支に一番大きな影響を与える医療費は1人当たり年間費用額で231,663円でした。

## おひせ

リーフレット「マイナンバーカードを健康保険証としてぜひお使いください」を同封しています。この機会にぜひ登録・申込をご検討ください。



## 元気ハツラツ! 健康セミナーを開催しました

7月7日(金)、アルカディア市ヶ谷にて今年度も被保険者の皆さまの健康意識を高めていただく機会として、健康セミナーを開催しました。昨年に引き続き健康運動指導士の寺田先生をお招きし、組合員及びご家族が参加しました。

「正しいウォーキングと継続するための身体作り」と題し、前半はインボディで測定した結果の説明や、正しいウォーキングと身体作りの為の基礎知識を座学で行いました。

後半は実際に会場内で、正しいウォーキングフォームをご指導頂きながら歩いたり、またヨガマットを用いた筋力運動を教えてくださいました。



参加者の皆さまからのアンケートでは、ご好評をいただき、来年度も開催予定ですので、是非多くの方々のご参加をお待ちしております。

当日の会場の様子

## 高齢受給者証を更新しました

70歳以上の方が発行の対象となる、高齢受給者証を8月1日に更新しました。医療機関を受診する際は、保険証、高齢受給者証の2点をご持参のうえ、窓口にご提示ください。

### 医療機関の窓口でのお支払いが高額になりそうな時は...

下記の赤枠内に該当する方は「限度額適用認定証」等を保険証、高齢受給者証と併せて医療機関等の窓口に表示することで、1ヵ月の同じ医療機関でのお支払いが自己負担限度額までとなります。「限度額適用認定証」等の発行をご希望の場合は、申請が必要のため、所属の支部組合までご連絡をお願いいたします。

- ・高齢受給者証といっしょに以下の通知が届いた方
- ・「国民健康保険限度額適用認定証」の申請手続きについて
- ・「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続きについて

※上記赤枠内に記載されている通知が届いていない方は、保険証と高齢受給者証の2点のみのご提示で1ヵ月の同じ医療機関でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

ただし、マイナンバーカードの健康保険証利用を申し込みされている方が、オンライン資格確認に対応している医療機関を受診する場合には、原則、各種証の提示は不要となります。この機会に、マイナンバーカードの健康保険証利用を是非ご検討ください!